令和７年５月１２日

文教委員会資料

教育総合支援センター

区立学校におけるいじめの重大事態の調査結果について

○　品川区立学校におけるいじめの重大事態の調査結果（令和５年度）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事案番号 | いじめ重大事態の認定時期 | いじめの態様の分類（下欄参照） | 重大事態の分類 | 学校種 | 品川区いじめ対策委員会の対応状況諮問日答申日 | 公表希望 |
| ９ | 令和６年１月 | ①② | ２号 | 中学校 | 調査終了令和６年２月22日令和７年１月24日 | 希望（※） |
| 11 | 令和６年２月 | ① | １号２号 | 義務教育学校 | 調査終了令和６年３月27日令和７年３月７日 | 希望（※） |
| 12 | 令和６年２月 | ①⑤ | １号 | 小学校 | 調査終了令和６年３月27日令和６年11月29日 | 希望なし |

※調査結果の公表

事案番号９および事案番号11については、保護者の意向等により、品川区立学校におけるいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定するいじめ重大事態に関する調査報告書（公表版）を、「品川区教育委員会におけるいじめ重大事態の調査結果の公表に関するガイドライン」に基づき、公表いたします。

公表期間：令和７年５月１日から令和７年10月31日

公表場所：品川区ホームページ

|  |
| --- |
| **いじめの態様（「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日文部科学大臣決定より）**① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる② 仲間はずれ、集団による無視をされる③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする⑤ 金品をたかられる⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　等 |

（参考）

|  |
| --- |
| **いじめ防止対策推進法**第28条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。２　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。３　第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。 |

|  |
| --- |
| **品川区いじめ防止対策推進条例**第20条　教育委員会は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処するため、速やかに、対策委員会に当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行わせるものとする。(1) いじめにより当該区立学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(2) いじめにより当該区立学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。２　対策委員会は、前項の規定による調査を行った場合は、その結果を教育委員会に報告するものとする。３　教育委員会は、第１項の規定による調査を行った場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童等およびその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を適切に提供するものとする。 |